



4

特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

－ 様々な環境にある子どもや家庭を支援します －

子どもへの虐待を社会全体で予防するとともに、障害のある子ども、社会的養護を必要とする子どもやひとり親家庭など様々な環境にある子どもの自立に向けて総合的に支援します。

施策の目標	施策の内容
子どもへの虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども虐待の発生予防・早期発見に向けた取組の推進 ・ 子ども虐待への迅速・的確な対応の徹底
社会的養育 ^(※) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者である子どもの権利擁護の強化 ・ 里親等への委託の推進 ・ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築 ・ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた支援 ・ 社会的養護^(※)により育った子どもへの自立支援の推進 ・ 児童相談所の相談体制等の強化 ・ 一時保護改革の推進 ・ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた支援
ひとり親家庭等へのきめ細かな取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭等に対する支援の充実
障害のある子ども等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育の充実 ・ 障害のある子どもに対する相談・療育支援の充実 ・ 医療的ケア児^(※)の支援体制の整備

※ 社会的養育：社会が子どもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方です。

※ 社会的養護：様々な事情から家庭で生活できない子どもを、公的責任の下で社会的に養育・保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことをいいます。

※ 医療的ケア児：医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことをいいます。

施策の目標指標	現状値	令和6年度 目標値
【再掲】乳幼児期に体罰や暴言等によらない子育てをしている親の割合 (厚生労働省母子保健課)	3・4か月児 95.9% 1歳6か月児 86.2% 3歳児 70.4% (H30)	増加
里親等委託率 (厚生労働省「福祉行政報告例」)	27.8% (H30)	37.5%
登録里親数・委託子ども数 (青森県こどもみらい課)	里親数121世帯 子ども数66人 (H31.4)	里親数140世帯 子ども数73人
ファミリーホーム数・委託子ども数 (青森県こどもみらい課)	ホーム数5か所 子ども数25人 (H31.4)	ホーム数10か所 子ども数44人
児童相談所が関与する 特別養子縁組成立件数 (青森県こどもみらい課)	4件 (H30)	増加
グループホーム(※)の入所子ども数 (青森県こどもみらい課)	乳児院0人 児童養護施設34人 (H31.4)	乳児院4人 児童養護施設88人
【再掲】子育て世代包括支援センター の実施市町村数 (青森県こどもみらい課)	7市町村 (H31.4)	40市町村
市町村子ども家庭総合支援拠点の 実施市町村数 (青森県こどもみらい課)	2市町村 (H31.4)	40市町村
母子父子寡婦福祉資金の周知度 (青森県「ひとり親家庭等実態調査」)	36.7% (H26)	増加

※ グループホーム：小規模かつ地域分散化した施設形態である、分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の総称です。

(1) 子どもへの虐待防止対策の充実

子どもへの虐待は、子どもの健やかな発育・発達を損ない、心身に深刻な影響を与えることから、県民一人ひとりがこの問題に理解と関心を持ち、地域一丸となった取組を進める必要があります。子ども虐待の未然防止対策を推進し、早期発見、早期対応、子どもや保護者に対する治療など切れ目のない総合的な支援を講じ、関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制（予防を重視した保健・医療・福祉包括ケアシステム）づくりに積極的に取り組みます。

① 子ども虐待の発生予防・早期発見に向けた取組の推進

- ・ 住民に身近な市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化及び効果的な運営のため、人材養成研修を実施し、地域における相談支援体制の整備を進めます。
- ・ 医療・保健・福祉・警察・教育機関等により構成する青森県要保護児童対策地域協議会において、関係機関が適切に役割分担し、地域全体で子どもを守る体制の充実及び連携強化を図ります。



- ・市町村を始めとする相談機関における早期発見・早期対応や業務の適切な実施を確保するために、技術的助言等を行い、相談機関の機能及び対応力の強化を図ります。
- ・保育所、幼稚園等の子どもを預かる機関に対し、虐待が疑われる子どもやその保護者のサインの理解及び関係機関との連携の仕方等に関する研修を実施し、虐待の早期発見及び早期対応に努めます。
- ・妊娠に関して悩み等を抱える妊婦等に対する相談体制を整備します。
- ・広報紙等による広報活動や県民を対象とした講演会の開催などにより、体罰によらない子育て等を推進し、子どもへの虐待の未然防止、DVの特性やDV・虐待による子どもへの影響等に関する普及啓発に努めます。

② 子ども虐待への迅速・的確な対応の徹底

- ・児童相談所において、一時保護等の介入を行う職員と、保護者支援を行う職員を分けるなどの児童相談所の業務の見直しを進めます。
- ・児童虐待に関するアセスメントの的確な実施、法的・医学的専門性を要する対応や子ども・子どもの保護者・家庭への具体的かつ連続的な支援を行うため、児童相談所の専門性を十分確保し、きめ細かな対応を図ります。
- ・乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設等においては、虐待を受けたことなどにより入所している子どもに対する心理療法を実施し、処遇の充実を図ります。また、各施設への家庭支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置促進及び支援技術向上の取組を推進します。
- ・児童相談所において、虐待を受けた子どもとその家族を対象に治療的な支援を強化します。また、施設のソーシャルワーク機能の強化、児童家庭支援センターや母子生活支援施設等の積極的な活用及び関係機関との連携を強化し、家族支援及び家族を支える地域支援の充実に努めます。
- ・児童虐待による死亡事例等が生じた場合は、検証作業を行い、必要な措置を講ずることにより、死亡事例等の再発を防止します。

(2) 社会的養育の推進

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、子どもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。こうした理念を具体化するために、平成29年8月には、厚生労働省が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。これを受けて各都道府県では、現行の家庭的養育推進計画を全面的に見直し、新たな都道府県社会的養育推進計画を策定することとなりました。

本県では、地域の実情を踏まえつつ、上記の児童福祉法の理念に基づき、子どもの最善の利益の実現に向けてこのプランに掲げる取組を通して社会的養育の充実を図ります。特に、本項の①～⑧に掲げる取組は、相互に緊密に繋がっていることから、全体的な視点を持って着実に進めていきます。

なお、これらの取組を検討するにあたり、代替養育^(※)を必要とする子ども数を推計する必要がありますが、本県では児童人口の減少と比例して、代替養育を必要とする子ども数も減少していくものと見込んでいます。

※代替養育：保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもを、公的責任の下で社会的に養育し、保護すること。ここでは里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設で子どもを養育することを指します。

○ 代替養育を必要とする子ども数の見込み（単位：人）

青森県社会的養育推進計画の 計画期間		前 期					(後期)
年 度	※参考: H31.4	R2	R3	R4	R5	R6	R11
3歳未満	31	29	28	27	27	26	23
3歳～就学前	28	46	45	44	43	42	37
学童期以降	265	269	263	257	250	244	217
合 計	324	344	336	328	320	312	277

① 当事者である子どもの権利擁護の強化

- ・ 関係機関と連携しながら、一時保護及び施設入所措置・里親等委託された、あるいはされる子どもの権利擁護の強化に取り組みます。
- ・ 子どもの意見表明権を尊重する観点から、施設入所措置・里親等委託された子ども（以下「施設入所中の子ども等」という。）が意見を言いやすい仕組みを整えるとともに、養育に関わる者がその意見を受け止め、子どもとともに対応を考えていけるよう、研修等を通して支援していきます。
- ・ 児童相談所が子どもを一時保護する際や、施設入所措置・里親等委託を決定する際の、子どもからの意見聴取・子どもへの説明をより一層徹底します。また、児童相談所が施設入所中の子ども等を対象に年1回実施する訪問調査などを通して、定期的に子どもからの意見聴取・子どもへの説明を行い、措置の変更や継続について検討します。
- ・ 施設入所中の子ども等のうち、小学生以上の子どもには、困りごとを書いて投函し、青森県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会に相談することのできる「施設で生活する子どものためのミニレター」を配布します。

② 里親等への委託の推進

- ・ 里親等委託を推進するため、里親に関する業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築し、里親と関係機関とがチームになって、質の高い里親養育を実現します。
- ・ 社会的養護を必要とする子どもの養育の場や、一時保護先を検討する際には、家庭と同様の環境である里親・ファミリーホームへの委託を優先して検討します。
- ・ 県では、里親制度の普及啓発・里親のリクルートから、里親の研修・トレーニング、里親等委託が適当な子どもと里親のマッチング、里親の養育支援までのフォスタリング業務を、令和元年度から乳児院3か所へ一部委託しています。児童相談所と、乳児院、その他の里親支援機関（里親支援に力を入れている施設など）が連携して、地域に密着した里親支援を展開していきます。
- ・ これらの取組を通して、里親等委託率を、青森県社会的養育推進計画の前期計画終了年度である令和6年度には37.5%、後期計画終了年度である令和11年度には50.9%まで増加させることを目標としつつ、さらなる里親等委託率の向上に努めます。



○ 里親等委託子ども数などの見込み、里親等委託率などの目標値

青森県社会的養育推進計画の計画期間			前 期					(後期)
年 度		※参考： H31.4	R2	R3	R4	R5	R6	R11
代替養育子ども数 (見込み) (単位：人)	3歳未満	31	29	28	27	27	26	23
	3歳～就学前	28	46	45	44	43	42	37
	学童期以降	265	269	263	257	250	244	217
	合計	324	344	336	328	320	312	277
うち、 里親等委託子ども数 (見込み) (単位：人)	3歳未満	7	7	8	9	10	10	14
	3歳～就学前	15	17	18	18	19	20	23
	学童期以降	69	74	77	80	84	87	104
	合計	91	98	103	107	113	117	141
	うち、里親委託	66	63	68	72	78	73	88
	うち、ファミリー ホーム委託	25	35	35	35	35	44	53
里親等委託率	3歳未満	22.6%	24.1%	28.6%	33.3%	37.0%	38.5%	60.9%
	3歳～就学前	53.6%	37.0%	40.0%	40.9%	44.2%	47.6%	62.2%
	学童期以降	26.0%	27.5%	29.3%	31.1%	33.6%	35.7%	47.9%
	全体	28.1%	28.5%	30.7%	32.6%	35.3%	37.5%	50.9%
必要な登録里親数 (単位：世帯)		121	120	130	138	150	140	170
必要なファミリーホーム数 (単位：箇所)		5	8	8	8	8	10	12

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

- ・ 生まれた家庭において養育されることが極めて難しい子どもに養育の永続性を保障するため、特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援に取り組みます。
- ・ 児童相談所においては、児童福祉法に基づき養子縁組に関する相談を受け付け、状況に応じて民間あっせん機関と連携しながら、必要な支援を行います。

④ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた支援

- ・ 乳児院や児童養護施設が、施設での養育を必要とする子どもに対して、小規模かつ地域分散化された「できるだけ良好な家庭的環境」において高機能化された養育を行うとともに、その専門性を活かして里親支援や地域支援を行うなど、多機能化・機能転換を図ることができるよう、支援します。なお、施設での養育を必要とする子どもは、児童人口の減少や里親等委託の推進に伴い、令和11年度には136人程度まで減少するものと見込まれます。
- ・ 各施設が作成した計画の工程に基づき、小規模かつ地域分散化のための施設整備を計画的に進めます。
- ・ 職員の研修等を通して、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に対応できる専門的人財の育成を支援します。

○施設での養育を必要とする子ども数などの見込み（単位：人）

青森県社会的養育推進計画の計画期間			前 期					(後期)
年 度		※参考： H31.4	R2	R3	R4	R5	R6	R11
代替養育子ども数 (見込み)	3歳未満	31	29	28	27	27	26	23
	3歳～就学前	28	46	45	44	43	42	37
	学童期以降	265	269	263	257	250	244	217
	合計	324	344	336	328	320	312	277
うち、 施設等入所子ども数 (見込み)	3歳未満	24	22	20	18	17	16	9
	3歳～就学前	13	29	27	26	24	22	14
	学童期以降	196	195	186	177	166	157	113
	合計	233	246	233	221	207	195	136

○グループホーム（小規模かつ地域分散化された施設）数などの見込み

青森県社会的養育推進計画の計画期間			前 期					(後期)	
年 度		※参考： H31.4	R2	R3	R4	R5	R6	R11	
総定員（単位：人）		301	298	296	291	271	269	205	
乳児院		37	37	37	37	37	37	32	
		264	261	259	254	234	232	173	
① グループホーム									
箇所数	分園型小規模 グループケア	乳児院	0	0	0	0	0	1施設で 1か所	1施設で 1か所
		児童養護施設	1施設で 2か所	1施設で 2か所	2施設で 3か所	3施設で 4か所	3施設で 4か所	3施設で 4か所	3施設で 4か所
	地域小規模児童養護施設	3施設で 3か所	4施設で 6か所	4施設で 6か所	5施設で 9か所	全6施設で 10か所	全6施設で 10か所	全6施設で 9か所	
定員（単位：人）	乳児院	0	0	0	0	0	4	4	
	児童養護施設	34	52	58	82	88	88	78	
総定員に占める 割合	乳児院	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.8%	12.5%	
	児童養護施設	12.9%	19.9%	22.4%	32.3%	37.6%	37.9%	45.1%	
② その他の形態									
定員（単位：人）	乳児院	37	37	37	37	37	33	28	
	児童養護施設	230	209	201	172	146	144	95	

⑤ 社会的養護により育った子どもへの自立支援の推進

- ・ 社会において自らの力を十分に発揮できる人材となるよう、自立支援に取り組みます。
- ・ 自立し生活する能力が育たないまま社会に出ることにならないよう、18歳以降の措置延長等を活用し、生活指導など必要な支援を行います。
- ・ 高等学校等を卒業し自立する際には、子どもの状況に応じて、就職や進学に必要な経費の補助など、経済的な支援を行います。
- ・ 社会に出た後に、様々な困りごとを抱えた場合に備え、相談支援の仕組みを整えていきます。

⑥ 児童相談所の相談体制等の強化

- ・ 児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加の一途をたどっていることから、その体制と専門性強化について「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定。以下「新プラン」という。）」が策定されました。
- ・ 青森県では、新プランと平成28年及び令和元年改正児童福祉法を踏まえ、以下のような取組を通して児童相談所の強化に取り組みます。